

【11月24日更新】新型コロナウイルス関連情報（第72報）：CDCによる旅行前後の検査等の推奨

●CDCは、米国外旅行の前後における検査や自宅待機等について新たなガイドラインを発表しました。特に日本への一時帰国等を予定されている方はご一読ください。

11月21日（土）、米疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルス感染症に関する世界各国・地域の感染レベルを4段階で評価する新たな旅行健康情報（Travel Health Notice）を発表するとともに、米国外旅行の前後における検査や旅行後7日間の自宅待機等を推奨する新たなガイドライン（recommendations）を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

（注）CDCは、以下を推奨するとともに、州・地方（郡、市など）において適用される関連措置を遵守するよう呼びかけています。旅行後にお戻りになる米国内滞在地を管轄する州・地方政府の関連措置に注意してください。

1. COVID-19 旅行健康情報

（1）CDCは、世界各国・地域の健康リスクを3段階で示す従来の旅行健康情報とは別途、新型コロナウイルス感染症に特化して国・地域別の感染レベルを4段階で示す新たな旅行健康情報システムを構築。

（2）主に、新規感染の発生率（過去28日間の10万人当たりの感染者数）及び新規感染者数の推移（過去28日間での増減）に基づき、各国・地域の感染レベルを、レベル1（Low：低い）、レベル2（Moderate：中程度）、レベル3（High：高い）、レベル4（Very High：非常に高い）で評価。

（注）上記の新たなレベル分けにおいて、日本は、その他約180か国・地域とともに「レベル4」に分類されていますが、これは日本から米国への入国を制限するものではありません。

2. 国際航空旅行者に対する旅行前後の検査等の推奨

CDCは、旅行による感染拡大を抑制するための対策として、他者との距離確保、頻繁な手洗い、マスク着用、自己観察といった日常的な対策に加え、以下を行うことを推奨。

（1）旅行前

- ・ 出発（フライト搭乗）1～3日前に検査を受ける（陰性が確認できるまで、渡航は延期する）
- ・ 検査結果が陽性である場合、渡航は中止し、直ちに自身を隔離し、公衆衛生当局の助言に従う
- ・ 検査結果のコピーを旅行中も携行する

（2）旅行後

海外旅行中に「ハイリスク活動」を行った場合は、日常的な対策に加え、旅行後に以下を行うこと。

- ・ 旅行の3～5日後に検査を受ける
- ・ 検査結果が陰性であっても旅行後7日間は自宅待機する
- ・ 検査結果が陽性であれば他者を感染から守るため自身を隔離する
- ・ 旅行後に検査を受けない場合は、14日間は自宅待機する
- ・ 受検の有無にかかわらず、旅行後14日間は重症化リスクが高い者との接近は控える

<ハイリスク活動（例示）>

- ・ COVID-19 旅行健康情報のレベル 2~4 の国から渡航する場合
- ・ 海外旅行中に以下の活動を行った場合
 - － 結婚式、葬式、パーティ、スポーツイベント、コンサート、パレード等の規模の大きな集まりに出席／参加した場合
 - － レストラン、バー、フィットネスセンター、映画館等における人混みにいた場合
 - － 電車やバスに乗車した場合または空港等の交通ハブに滞在した場合
 - － クルーズ船やリバーボートに乗船した場合

◎CDC：プレスリリース

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/s1122-covid-travel-health-international-travelers.html>

◎COVID-19 旅行健康情報

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/map-and-travel-notice.html>

◎CDC: Testing and International Air Travel

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/testing-air-travel.html>

◎CDC: After You Travel Internationally

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>

（注）「After You Travel Internationally」のページには日本語版が用意されていますが、現時点で日本語版には今回の発表が反映されていません。

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html